

介護タクシーに関する陳情（補足説明資料）

平成30年度からの介護タクシー利用補助事業について

車いす利用者への移動支援事業として、平成28年4月からリフト付福祉タクシーと介護タクシー利用補助事業の2事業を実施して参りましたが、平成30年3月末をもって、リフト付福祉タクシーの運行を終了し、介護タクシー利用補助事業（介護タクシー利用補助券の交付等）をより充実した内容で実施してまいります。

これにともない、介護タクシー利用補助券の交付枚数を増やすとともに、利用者負担の軽減を図るための補助並びに、特別支援学校在宅訪問教育対象児に対する補助を開始いたします。

制度の比較と概略

<平成29年度まで>

■リフト付福祉タクシー

- ・高砂自動車に運行委託
- ・利用者負担額メーター代の40%

<平成30年度から>

運行終了

■介護タクシー利用補助券の交付

- ・予約料・迎車料・基本介助料の実費を補助（上限あり）
- ・補助券交付枚数 **24枚**

■介護タクシー利用補助事業

①介護タクシー利用補助券の交付

- ・利用補助券交付枚数 **48枚**
（通院・リハビリ目的の場合は追加交付あり）
- ・予約料・迎車料・基本介助料の実費を補助（上限あり）

<経過措置>

②福祉タクシー利用券（介護タクシー分）の臨時交付（30年度限定）

- ・29年度登録者に1万円分を交付

③介護タクシー高額利用補助（30年度から3年間）

- ・介護タクシー利用補助券の交付を受けている方を対象
- ・利用者の支払金額（利用合計金額から介護タクシー利用補助券の補助金額を差し引いた金額）の合計が10万円を超えた場合に、超えた金額の50%を補助。

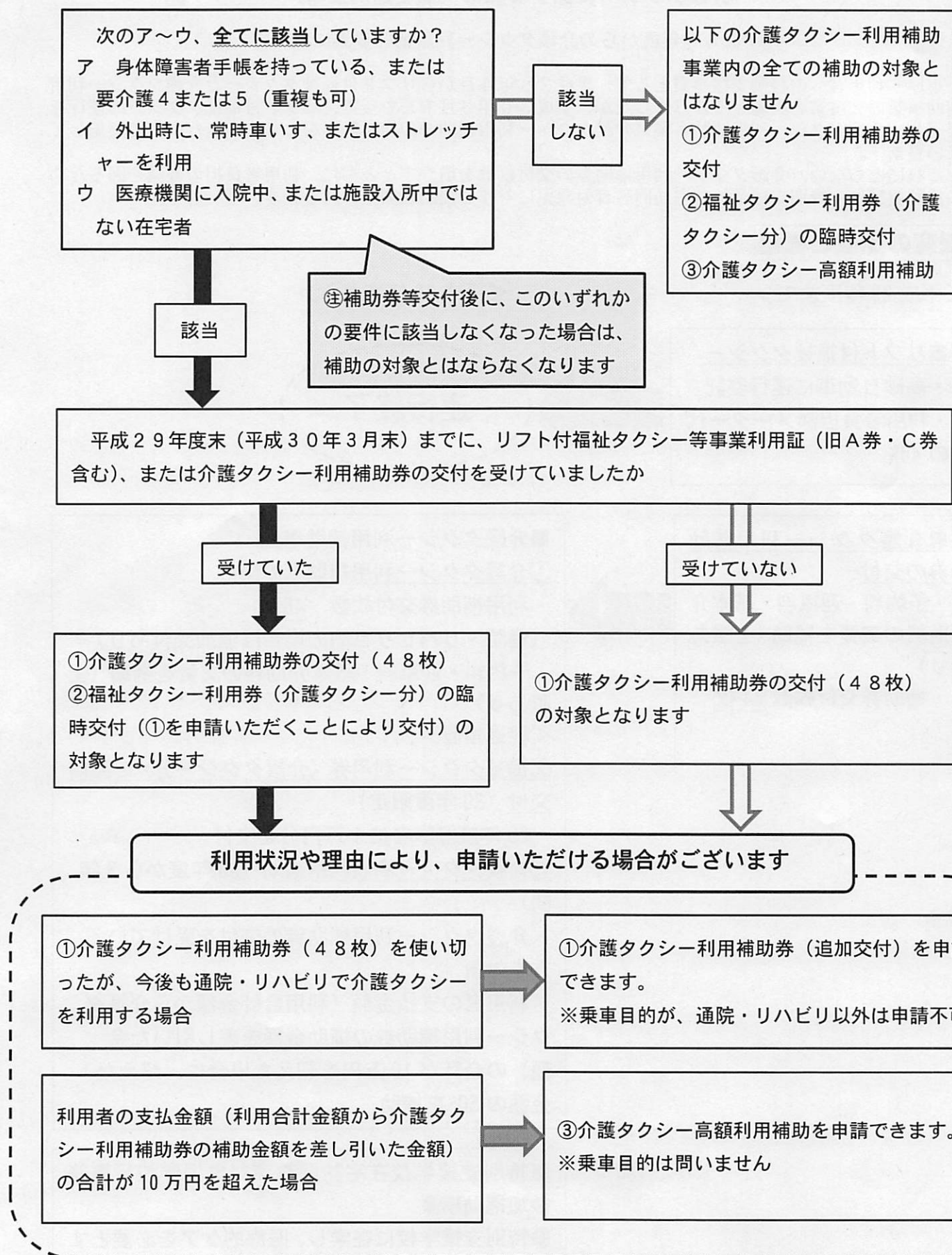
<参考>

■特別支援学校在宅訪問教育対象児学校行事等参加補助事業

- 特別支援学校に在学し、医療的ケアを必要とするため在宅訪問教育の対象となっている児童・生徒が対象。

各制度のご案内

1 対象者



2 補助内容

① 介護タクシー利用補助券の交付	●年度内3回まで交付可能。 ●交付枚数は1回目24枚、2回目12枚、3回目12枚。合計48枚。 ●48枚以降も、乗車目的が通院・リハビリの場合に限定して追加交付を行います。 ●1枚の補助券につき、予約料(500円)、迎車料(770円)、基本介助料(1,000円)の合計金額(各カッコ内の金額を上限とした各事業者設定の実費額)を補助します。
② 福祉タクシー利用券(介護タクシー分)の臨時交付	●福祉タクシー利用券1万円分を交付します。 ●平成30年度限りの補助です。
③ 介護タクシー高額利用補助	●利用者の支払金額(利用合計金額から介護タクシー利用補助券の補助金額を差し引いた金額)の合計が10万円を超えた場合に、超えた金額の50%を補助。 ●介護タクシーの乗車目的は問いません。 ●平成30年度から3年間限定の補助です。

3 申請方法

① 介護タクシー利用補助券の交付	●申請は随時受け付けます。 ●「介護タクシー利用補助券 申請書」(今回同封)を郵送または障害福祉課窓口まで提出してください。
② 福祉タクシー利用券(介護タクシー分)の臨時交付	●申請は不要です。(平成30年3月31日までにリフト付福祉タクシー等事業利用証(旧A券・C券含む)または介護タクシー利用補助券の交付を受けていた方で、「介護タクシー利用補助券 申請書」(今回同封)の提出があり、交付を決定した方に交付。)
③ 介護タクシー高額利用補助	●平成30年4月以降の利用者の支払金額(利用合計金額から介護タクシー利用補助券の補助金額を差し引いた金額)の合計が<u>10万円※</u>を超えた場合に申請可能。 ※乗車目的が主に通院、リハビリで年間10万円を超えることが明らかで、利用料金の負担が困難な方は、ご相談ください。 ●申請回数によって、下記のとおり、必要書類が異なります。 <u><1回目></u> ・平成30年4月以降の介護タクシーの領収書全て(支払額が10万円を超えたことの確認が必要なため、全ての<u>領収書(原本)※</u>の添付が必要です。) ・介護タクシー高額利用補助 請求書 <u><2回目以降></u> ・1回目の申請で提出いただいた以降の日付の介護タクシーの<u>領収書(原本)※</u> ・介護タクシー高額利用補助 請求書 ※領収書(原本)は、区の確認印を押印しコピー後に返却いたします。

4 利用方法

①予約	●<u>介護タクシー協定事業者一覧表（※1）</u> 掲載の事業者に予約を行ってください。 ●予約の際、介護タクシー利用補助券の利用を伝え、また利用内容（日時、車いすの種類・大きさ等、基本介助料以外の介助の希望の有無等）の詳細を伝え、利用料金の確認を行ってください。
②利用当日	●介護タクシー利用補助券を運転手にお渡しください。 ●利用料金合計額から、介護タクシー利用補助券の補助金額（1枚の補助券につき、予約料（500円）、迎車料（770円）、基本介助料（1,000円）の合計金額（各カッコン内の金額を上限とした各事業者設定の実費額）を差し引いた金額を支払ってください。 ●<u>利用合計金額のわかる領収書を必ず受け取ってください（※2）。</u>

（※1） 介護タクシー協定事業者一覧表は、現在作成中です。3月、介護タクシー利用補助券等を交付する際に、改めてお送りします

（※2） 領収書は、介護タクシー高額利用補助*を申請する際に必要となるため、必ず受け取ってください。また、受け取った領収書は年度末（平成31年3月末）まで保管してください**。

* 利用者の支払金額（利用合計金額から介護タクシー利用補助券の補助金額を差し引いた金額）の合計が10万円を超えた場合に、超えた金額の50%を補助（3ページの（2）、（3）の③を参照）

** 高額利用補助を申請の予定で、確定申告にも領収書を使用する予定の方は、確定申告前にご連絡ください。

<参考> 特別支援学校在宅訪問教育対象児学校行事等参加補助事業

1 対象者	特別支援学校に在籍しており、医療的ケアを必要とするため学校の送迎バスに乗車することができず、在宅訪問教育の対象となっている児童・生徒。
2 補助内容	学校行事に参加するために使用する介護タクシー利用料として、福祉タクシー利用券を4か月3万円分とし、請求の時期から翌年3月分まで支給します。（年額9万円）
3 申請方法	申請書に必要書類（特別支援学校の在宅訪問教育対象者であることを証するもの）を添付して申請してください。 ※障害福祉課で把握している該当者へは、3月末日までに申請書類等をお送りいたします。4月になっても届かない場合はご連絡ください。